

2007 年クラブ定款上の四大奉仕の解説

クラブ・リーダーシップ・プラン(CLP)の導入のために、2005 年にRI は新たな推奨クラブ細則を制定して、その中で従来の四大奉仕に基づく委員会構成の代わりに、奉仕活動の実践に重きを置いた新たな委員会構成を提示しました。これは従来のクラブ奉仕委員会を会員増強委員会、クラブ広報委員会、クラブ管理運営委員会に分割し、職業奉仕委員会と社会奉仕委員会と国際奉仕委員会を統合して奉仕プロジェクト委員会とし、さらにロータリー財団委員会を独立して設置するというものです。

この四大奉仕の原則を無視した委員会構成の考え方に、RI 理事の中からも異論が出ていることは、国際大会においても、さらに先般開催された国際協議会においても、RI 会長や RI 理事から CLP に関するコメントが一切なかったことや、その後 CLP に関する情報や新しい資料が一切出ていないことから、RI 理事会内部でも、これを進めようとするグループとこれに消極的なグループ間の意見の不一致があることを伺わせます。

四大奉仕を無視した委員会構成を牽制する意味で、RI 理事会が標準ロータリークラブ定款上であらためて四大奉仕を位置づける提案を、2007 年規定審議会に提案し、これが採択されたことから、今後はクラブ・リーダーシップ・プランの流れが勢いを緩めるものと考えられます。

2007 年規定審議会ですく採択された標準ロータリー・クラブ定款に記載された四大奉仕に関する規約は次の通りです。

第5 条 四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的小よび実地的な規準である。

1 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業小よび専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。

3 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

4 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願ひ、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

1927 年のオステンド国際大会で、ロータリーの奉仕活動を四大奉仕に分類する The Aims and Objects Plan が採択されて、クラブ理事会の下に Aims and Objects 委員会が置かれ、その下にクラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会を設置してそれぞれの委員長が理

事を務めるという現在の四大奉仕委員会制度が生まれました。

「ロータリーの綱領」は四大奉仕を説明したものだという人がいますが、それが間違いであることは、当時のロータリーの綱領は 6 項目からなるものであり、現在のように 4 項目の綱領ができたのは 1935 年になってからのことから明らかです。そう考えると、ロータリーの奉仕理念を規定した四大奉仕が、なぜ今まで定款や細則に収められなかったのかが逆に不思議な感すらします。

四大奉仕は奉仕活動の実践に基づいた分類だと一般に考えられてきましたが、四大奉仕は哲学(奉仕理念)と実際の(奉仕活動の実践)の両面からの基準であることが冒頭に説明されています。

第一項ではクラブ奉仕の目的を、クラブの機能を充実させるためにクラブ内で会員が取るべき行動であると規定しています。

第二項では「綱領」の中で述べられている職業奉仕の目的を再掲すると同時に、ロータリーの奉仕理念に基づいて事業を営むことが「会員の役割」として明記されています。1987 年に 40 年ぶりに設置された RI 職業奉仕委員会が発表した「職業奉仕に関する声明」で問題になっていた「クラブの役割」という文言を、定款上で取上げて削除したことに大きな意味があります。職業を持っている個々のロータリアンが職業奉仕の実践を行えたとしても、職業を持たないロータリー・クラブがどのようにして職業奉仕の実践を行うかについて疑念が持たれてきたからです。

第三項では現行の「綱領」には直接記載されていない社会奉仕の定義が明記されています。ただし、対象を取上げてクラブの所在地域または行政区域内に限定したことにはいささか疑義を感じます。これは国際奉仕の守備範囲とあえて区分するためと思われませんが、将来の Community の範囲は地球全体と考えるべきでしょう。

第四項は現行の「綱領」とはかなり異なった定義となっています。

「他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動」は WCS を念頭に置いた表現だと考えられ、従来から「綱領」にそぐわない活動だと陰口を囁かれてきた WCS を、国際奉仕の活動の一部として正式に認めたものと考えられます。さらに国際理解、親善、平和を推進するためのすべての活動をこれに加えることによって国際奉仕の活動の場を広げた解釈となっています。

2008 年 2 月 26 日